

# 共 済 募 集 指 針

島根益田信用組合

当組合は、適切な共済募集を行うため「共済募集指針」を定め、実施いたします。

- 当組合は、中小企業等協同組合法施行規則等をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
- 当組合は、島根県火災共済協同組合（以下「県共済」といいます。）の募集代理所であり、共済契約の引受および共済金の支払は、県共済が行います。
- 当組合は、共済契約にかかる以下のリスクについて、お客様にあらかじめ説明いたします。
  1. 共済商品“まごころ共済”は、保険契約ではありません。
  2. 共済商品は預金等ではなく、預金保険制度および保険会社の保護対象外です。また、元本は保証されておらず、解約返戻金や共済金が、払込掛金の合計額を下回る場合があります。
  3. 引受共済組合の業務もしくは、財産の状況の変化によっては、ご契約時の共済金額等が減額される場合があります。
- 当組合は、法令等に違反する行為により、お客様に損害を与えた場合には、募集代理所として販売責任を負います。
- 当組合は、ご契約いただいた共済契約に関し、ご契約内容や各種手続き方法に関するご照会、お客様からの苦情・ご相談へのご対応等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。なお、ご相談・照会・お手続きの内容によりましては、引受県共済所定のご連絡窓口へのご案内、または県共済と連携してご対応させていただくこともございます。
- 当組合は、共済募集時の面談内容等を記録し、共済期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客様から寄せられた苦情・ご相談の内容は記録し、適切に管理します。

## 【お問合せ窓口】

共済契約に関する苦情・ご相談、その他ご不明の点は、取扱営業店または、下記までお問合せください。

＜島根益田信用組合 業務推進部＞

電話番号：0856-22-3030

受付時間：9：00～17：00

（ただし、当組合休業日は除きます。）